

参考資料2

平成17年4月25日
厚生労働省
社会保険庁

社会保険庁をめぐる不祥事案等に係る処分について（概要）

社会保険庁職員と(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画の役員である者との物品の授受等については、平成17年1月14日に公表したところであるが、これを受け、厚生労働省・社会保険庁においては、国家公務員倫理審査会と協議を進め、本日付で関係者に対する処分を行ったところである。

多くの職員が特定の業者と深く関わり、処分を受けることになったことは、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねるものであり、極めて遺憾なこととして深く反省するとともに、国民各位に衷心よりお詫び申し上げる。今後、二度とこのような不祥事を発生させることのないよう、綱紀の肅正と再発防止策の徹底を図り、国民の信頼回復のため全力を尽くしていく決意である。

1 関係者の処分等

(1) 行為者の処分

別紙1のとおり

(2) 管理監督者の処分等

① 行為者の行為時における、歴代の社会保険庁長官4名に対する管理監督責任を明らかにするが、既に退職しており処分できないことから、処分相当の金額を国庫に寄附することを求める措置を講ずることとした。

また、行為者の行為時における管理監督者で、既に退職している元社会保険庁次長以下7名についても、同様の措置を講ずることとした。

② 現社会保険庁次長、現社会保険業務センター所長及び現職にある元社会保険庁次長については、厳重注意（文書）の処分を行った。（別紙2）

2 再発防止についての取組

(1) 国家公務員としての倫理の徹底と職員の意識改革

(2) 国家公務員倫理に係る具体例に即した研修を本庁各課・各社会保険事務局・各社会保険事務所で実施

(3) 内部牽制体制の強化

（社会保険庁法令遵守委員会、本庁各課・各社会保険事務局・各社会保険事務所での法令遵守推進者の設置、法令遵守の研修の実施）

3 その他

上記1の処分に併せ、これ以外の不祥事案のうち、国民年金3号リーフレットに関する企画競争の点数の改ざんに關係した職員についての処分（訓告）を本日行った。

また、社会保険事務局に図書購入を斡旋した事務局OBのうち、公益法人勤務者等についての処分等を、3月中に行った。

(株)カワグチ技研及び(株)ニチネン企画からの社会保険庁職員
に対する金品の授受等に関する処分について

○懲戒処分

処分内容	現官職・氏名	違反行為	
免職	社会保険業務センター記録管理部長 中山喜志男	(ゴルフ) 中山喜志男	沖縄1回、埼玉1回、 グアム2回、 栃木1回(自己負担)
	社会保険庁総務部総務課付 酒井 豊	(餞別) 酒井 豊 (ゴルフ) (中元・歳暮)	20~30万円、 高級時計(70万円) 埼玉3回、沖縄1回 2回
減給4月 (1/10)	社会保険庁総務部経理課長補佐 赤木 信雄	(餞別) (中元・歳暮)	2回 3万円、10万円 3回
減給3月 (1/10)	東京社会保険事務局総務部長 山下 賢二	(餞別) (ゴルフ) (中元・歳暮)	3万円 埼玉1回 3回
減給1月 (1/10)	大阪社会保険事務局総務部長 荒木健太郎	(餞別) (中元・歳暮)	1万円 6回
	埼玉社会保険事務局次長 小泉 裕俊	(餞別) (中元・歳暮)	3万円 8回
	富山社会保険事務局保険課長 島崎 久義	(餞別) (中元・歳暮)	1万円 8回
	社会保険業務センター総務部庶務課長 藤田 信明	(ゴルフ) (中元・歳暮)	山口1回(自己負担) 7回
	栃木社会保険事務局長 米田 英次	(餞別) (中元・歳暮)	3万円 3回
戒告	社会保険事務局長等 29名		

○矯正措置

処分内容	処分者数
訓告	社会保険事務局長等 31名
厳重注意	本庁課長補佐等 7名

処分者数 合 計	76名
-------------	-----

※「訓告」の中には、国民年金3号リーフレットにかかる処分者が1名含まれている。

管理監督者に対する処分等

管理監督者の 官職・氏名	処分内容等
元社会保険庁長官 高木 俊明 中西 明典 堤 修三 真野 章	1. 行為者の行為時における社会保険庁長官として、訓告処分が相当である。 2. 当該4名については、既に退職しており、処分できないため、期末特別手当10%相当額について、国庫に寄附を求ることとする。
元社会保険庁次長 (兼総務部長) 高尾 佳巳 小島 比登志 伍藤 忠春 現社会保険庁次長 (兼総務部長) 小林 和弘	1. 行為者の行為時における社会保険庁次長(兼総務部長)として、厳重注意(文書)処分が相当である。 2. このうち、高尾元次長については、既に退職しており、処分できないため、期末特別手当10%相当額について、国庫に寄附を求ることとする。 3. 他の3名の各元・現次長(兼総務部長)については、厳重注意(文書)処分を行った。(処分日平成17年4月25日)
元社会保険業務センター所長 木村 政之 金子 洋 遠藤 浩 現社会保険業務センター所長 霜鳥 一彦	1. 行為者の行為時における社会保険業務センター所長として、厳重注意(文書)処分が相当である。 2. このうち、木村、金子、遠藤元所長については、既に退職しており、処分できないため、期末特別手当10%相当額について、国庫に寄附を求ることとする。 3. 霜鳥現所長については、厳重注意(文書)処分を行った。(処分日平成17年4月25日)
元総務部職員課長及び 元地方社会保険事務局長	1. 行為者の行為時における総務部職員課長(2名)及び地方社会保険事務局長(1名)として、厳重注意(文書)が相当である。 2. 当該3名については、既に退職しており、処分できないため、勤勉手当10%相当額について国庫に寄附を求ることとする。